(三) 実施計画の作成及び認定

(1) 活用推進計画が定められた漁港において、漁港施設等活用事業を実施しようとする者は、漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、漁港管理者の認定を申請することができることとし、実施計画においては、実施しようとする漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、貸付けを受けようとする漁港施設又は水面若しくは土地の占用をしようとする漁港の区域内の水域若しくは公共空地、貸付け又は占用の期間が満了した場合等における原状に回復するための措置の内容等を定めることとした。（第四二条関係）

(2) 漁港管理者は、(1)の実施計画が次のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をすることとした。

イ 当該漁港の活用推進計画に適合するものであること。

ロ 当該漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること。

ハ ロに掲げるもののほか、特定漁港漁場整備事業の施行又は当該漁港の利用を著しく阻害し、その他当該漁港の保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

ニ 適正かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第四三条第一項関係）

(3) 漁港管理者は、(2)の認定をするときは、あらかじめ、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び実施計画の記載事項の概要の公告、縦覧その他の漁港施設の貸付け又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用が公正な手続に従ってされることを確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第四三条第二項関係）

(4) 漁港管理者は、(2)の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、実施計画の記載事項の概要等を公表するとともに、実施計画に漁港施設の貸付けに係る事項が定められているときは、当該漁港施設の所有者に通知しなければならないこととした。（第四三条第三項関係）

(四) 国又は地方公共団体は、国有財産法又は地方自治法の規定にかかわらず、(三)の(2)の認定を受けた実施計画（以下「認定計画」という。）に定められた行政財産である漁港施設を当該認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）に貸し付けることができることとした。（第四四条関係）

(五) 認定計画に従ってする漁港施設の形質の変更、基本施設である漁港施設の利用等又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用等については、第三七条第一項の許可、第三八条第一項の認可又は第三九条第一項の許可を要しないこととした。（第三七条第一項ただし書、第三八条第二項及び第三九条第一項ただし書関係）

(六) 漁港管理者は、認定計画が(三)の(2)の認定要件に適合しないものとなったと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとし、当該勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかったときは、(三)の(2)の認定を取り消すことができることとした。（第四五条関係）

(七) 農林水産大臣は、漁港施設等活用事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港施設等活用事業の実施に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができることとした。（第四七条関係）

(八) 漁港水面施設運営権

(1) 漁港管理者は、認定計画実施者（漁港水面施設運営権に関する事項が定められた実施計画の認定を受けた者に限る。）に漁港水面施設運営権を設定することができることとした。（第四八条関係）

(2) 漁港管理者は、漁港水面施設運営権が設定されることとなる漁港施設等活用事業を実施しようとする者の申請に係る実施計画の認定をしようとする場合には、活用推進計画に、(二)の(1)の事項のほか、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定する旨、漁港水面施設運営権の水域等の事項について定めることとした。（第四九条関係）

(3) (2)の活用推進計画が定められた漁港において、その実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする者は、(三)の(1)の事項のほか、設定を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、設定を受けようとする漁港水面施設運営権の水域等の事項を定めた実施計画を作成し、認定の申請をすることとした。（第五〇条関係）

(4) この法律に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者、漁港水面施設運営権を取り消された日から五年を経過しない者等は、(3)の実施計画の認定の申請をすることができないこととした。（第五一条関係）

(5) 漁港管理者は、(3)の実施計画の認定をしたときは、認定計画実施者に漁港水面施設運営権を設定することとし、漁港水面施設運営権の設定は、漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、漁港水面施設運営権の水域等を明らかにして行わなければならないこととした。（第五二条関係）

(6) 漁港水面施設運営権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することとした。（第五三条関係）

(7) 漁港水面施設運営権の存続期間は、一〇年以内とすることとし、当該存続期間は、その満了の際、申請により更新することができることとした。（第五七条関係）

(8) 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定等は、漁港水面施設運営権登録簿に登録することとし、当該登録は、登記に代わることとした。（第五八条関係）

(9) 不正の方法により漁港水面施設運営権を有する者となったとき、公益上やむを得ない必要が生じたとき等に該当するときは、漁港水面施設運営権の取消し等ができることとした。（第五九条関係）

(10) その他漁港水面施設運営権に関し所要の規定を整備することとした。（第五四条～第五六条及び第六〇条関係）

漁港協力団体

(一) 漁港管理者は、漁港施設の維持又は保全、漁港の維持管理等に関する知識の普及及び啓発等の業務を行う団体を漁港協力団体として指定することができることとし、漁港協力団体が当該業務を行うために必要な水面又は土地の占用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもって、水面又は土地の占用の許可があったものとみなすこととした。（第六一条、第六二条及び第六五条関係）

(二) 漁港管理者は、(一)の業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができることとし、(一)の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとし、当該命令に違反したときは、その指定を取り消すことができることとした。（第六三条関係）

(三) 農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、(一)の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすることとした。（第六四条関係）